

南部広域市町村圏事務組合

広域行政推進計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年4月1日

目次

■はじめに	1
■南部圏域の概況	2
◇ 圏域の特性	
◇ 圏域の位置	
◇ 構成市町村（15市町村）	
◇ 市町村別の人口・世帯数・面積	
■組合の概要	4
◇ 設置根拠・設立年月日・組合を組織する市町村・事務所の位置	
◇ 共同処理する事務	
◇ ふるさと市町村圏基金の設置	
◇ 組合の役割と事業	
◇ 組合の機関・組織図	
◇ 沿革	
■広域行政推進計画	11
1 広域行政推進計画の策定	11
(1) 計画策定の背景	
(2) 広域振興計画の見直し	
(3) 計画の基本方針	
(4) 計画で定める項目	
(5) 計画の期間	
(6) 関係市町村との協議	
2 ふるさと市町村圏基金を活用した事業の実施に関する事	13
3 広域的な振興事業の調査研究に関する事	15
4 いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関する事	18
5 南斎場の建設及び管理運営に関する事	21
6 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関する事	24
7 関係団体との連携に関する事	27
8 懸案事項に関する事	29
■資料編	33

■はじめに

本組合は、南部圏域の総合的かつ効率的な広域行政圏施策の充実・強化を図るため、昭和 56 年に南部広域市町村圏協議会として発足し、国の広域行政圏施策のひとつとして創設された「ふるさと市町村圏」の選定に伴い、平成 4 年 11 月 1 日に地方自治法第 285 条の規定に基づく広域行政機構の一部事務組合（複合的一部事務組合）として設立されました。

また、平成 16 年 4 月 1 日には、南部圏域の振興発展に関する情報の一元化と広域行政組織の密接な連携による一体的かつ効率的な事務事業の執行体制の充実・強化を図るため、南部市町村会及び財団法人南部振興会（現一般財団法人南部振興会）のそれぞれの事務局を統合し、広域行政組織のさらなる連携と効率化を進めています。

本組合ではこうした経緯を経て、広域的な行政ニーズをより効率的に推進するため、ふるさと市町村圏基金を活用した事業の実施を通して圏域の一体感の醸成や活性化を図るとともに、いなんせ斎苑・南斎場の管理運営、社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務、広域的な振興事業の調査研究など組合同約第 3 条各号に規定する関係市町村の事務の一部を共同処理し、あわせて、関係市町村や県・国との連携と協調のもとに、南部圏域の総合的な振興整備に努めています。

一方、組合設立から 29 年目を迎えるなか、市町村合併の進展、国の広域行政圏施策の廃止、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の策定、地方創生、地方分権改革のさらなる推進などに伴い、従来の広域行政の考え方や役割は大きく変化しています。このため、関係市町村においては、地域の実情や行政課題などを考慮し、時代に対応した新たな広域連携のあり方を検討することが求められています。

また、事務局全体として、新型コロナウイルス感染症対策や ICT の有効活用による事務の効率化、業務の改善・見直しなどの検討も求められています。

本計画は、組合同約第 3 条各号に規定する共同処理する事務に関して、その事務事業を実施するに至った経緯や現状と課題を踏まえ、本組合が事業主体となって取り組むべき事務事業を計画的に執行・処理するための指針などを定めています。また、令和 3 年度から計画期間を 5 年間とし、あわせて、計画名を南部広域市町村圏事務組合「広域行政推進計画」に改めたところであります。

これから 5 年間に向けた取組がはじまります。関係市町村や関係団体との相互連携を図りながら、南部圏域の総合的な振興整備とあわせて、広域行政推進計画の着実な実行に努めてまいります。

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日

南部広域市町村圏事務組合理事会
理事長（那覇市長） 城 間 幹 子

■南部圏域の概況

◇ 圏域の特性

南部圏域は、沖縄本島南部地域の8市町と那覇市の西から北西部に位置する慶良間諸島、久米島、粟国島、渡名喜島及び東部太平洋上に位置する南北大東島等の離島7町村を含む5市4町6村で構成され、亜熱帯の気候風土と豊かで優れた自然環境を背景に、首里城跡や斎場御嶽など世界遺産に登録された貴重な歴史・文化財、南部一円に集中する沖縄戦跡、独自の風合いが残る数々の伝統行事や伝統芸能が継承・保全されるなど、特色ある多様な地域特性を有しています。

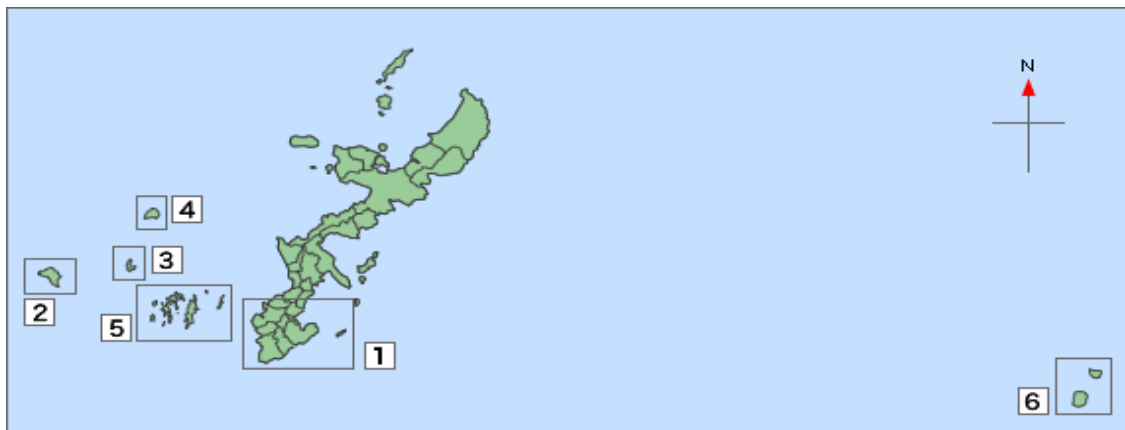
面積は、372.87 km²（平成27年国勢調査）で沖縄県全体の16.3%を占め、圏域面積のうち約41.5%にあたる154.76 km²は離島町村で占めています。

人口は、約69万3千人（平成27年国勢調査）で沖縄県全体の49.7%を占め、人口の推移をみると増勢傾向にあるものの、那覇市や近郊都市地域を中心に人口吸引力が強く、離島地域では横ばいか減少傾向をたどっています。

就業構造は、那覇市とその近郊では観光産業や情報通信産業、商業・サービス業をはじめとする第3次産業の比率が高く、第1次産業の比率が低い傾向が顕著である一方、近郊都市地域や漁村・農村地域、離島地域においては農林水産業の重要性が高く、地域の主要産業となっている地域もあります。ただし、座間味村や渡嘉敷村ではサービス産業の占める割合も高く、他の離島地域とは異なる就業構造を有しています。

南部圏域は、沖縄県の政治、経済の中心地として高度な都市機能が集積する県都・那覇市とその周辺市町で構成される近郊都市地域や農村・漁村地域、さらに、離島地域という多様な地域構造を有しています。この広大で多様な地域構造を有する南部圏域が一体となって地域振興を推進するためには、構成市町村それぞれが役割を分担し、広域的な機能連携を図りながら圏域の一体性を強めつつ、バランスのとれた発展を遂げることが求められています。

◇ 圏域の位置



◇ 構成市町村（15市町村）

浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村



◇ 市町村別の人口・世帯数・面積

市町村名 (15市町村)	国勢調査人口（人）		世帯数（戸）		面積（km ² ） (平成27年)
	平成27年	平成22年	平成27年	平成22年	
浦添市	114,232	110,317	44,041	40,869	19.48
那覇市	319,435	315,765	135,532	129,368	39.57
豊見城市	61,119	57,299	21,780	19,331	19.60
南風原町	37,502	35,248	12,763	11,253	10.76
与那原町	18,410	16,317	7,003	5,806	5.18
南城市	42,016	39,779	14,295	12,672	49.94
八重瀬町	29,066	26,692	9,625	8,147	26.96
糸満市	58,547	57,312	20,647	19,243	46.62
久米島町	7,755	8,534	3,365	3,603	63.65
粟国村	759	864	429	378	7.65
渡名喜村	430	452	267	246	3.87
座間味村	870	868	453	459	16.74
渡嘉敷村	730	760	417	429	19.23
南大東村	1,329	1,447	686	713	30.53
北大東村	629	665	333	378	13.09
合計	692,829	672,319	271,636	252,895	372.87

■組合の概要

◇ 設置根拠

地方自治法第 285 条の規定に基づく一部事務組合（複合の一部事務組合）

◇ 設立年月日

平成 4 年 11 月 1 日（平成 4 年 10 月 15 日沖縄県指令総第 713 号許可）

◇ 組合を組織する市町村

浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村

◇ 事務所の位置

沖縄県那覇市旭町 116 番地 37（沖縄県市町村自治会館 6 階）

◇ 共同処理する事務

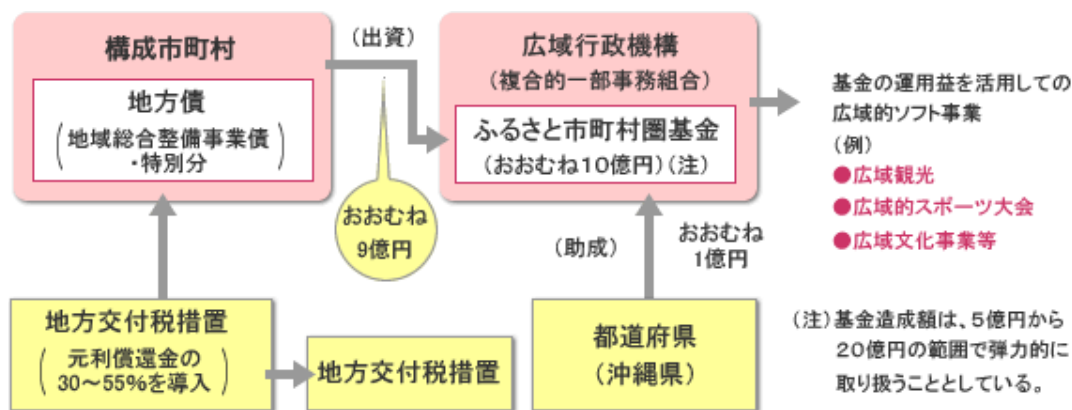
組合同約第 3 条各号に規定する次に掲げる事務を共同処理します。

- (1) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。
 - ア 広域観光事業
 - イ 広域文化事業
 - ウ 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業
 - エ 広域的人材育成及び人材活用事業
 - オ 広域研修事業
 - カ 地域イベント助成事業
 - キ 地域間交流事業
 - ク 地域産業育成事業
 - ケ 地域づくり支援事業
- (2) 広域的な振興事業の調査研究に関すること。
- (3) いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関すること（那覇市及び浦添市に係るものに限る。）。
- (4) 南斎場の建設及び管理運営に関すること（糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町及び与那原町に係るものに限る。）。
- (5) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 30 条第 1 項第 1 号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること（浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市に係るものに限る。）。

◇ ふるさと市町村圏基金の設置

南部圏域の振興整備のための事業（公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。）の推進に資するため、平成4年度と平成5年度において、関係市町村の出資金（9億円）と沖縄県の補助金（1億円）により、10億円の「ふるさと市町村圏基金」を設置しました。ふるさと市町村圏基金の運用益（果実）は、組合同約第3条第1号に規定する事業の財源等に充てられます。

ふるさと市町村圏基金のしくみ



◇ 組合の役割と事業

(1) ふるさと市町村圏基金を活用した事業の実施に関すること。

事業の実施を通して、圏域の一体感の醸成や活性化に努めます。

(2) 広域的な振興事業の調査研究に関すること。

沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の圏域別展開で示された基本方向・基本施策や関係市町村の事務のうち、本組合において処理可能な事務の調査・検討に努めます。

(3) いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関すること。

人生終焉の場にふさわしく、住民に必要欠くことが出来ない都市施設として、利用者に配慮した施設整備に努めるとともに、増加する火葬需要に対応するため、公衆衛生上の重要な施設として適切な維持管理に努めます。

(4) 南斎場の建設及び管理運営に関すること。

人生終焉の場にふさわしく、会葬者や自然環境に配慮した施設整備を行うとともに、将来の火葬需要への対応と行政サービスの向上を図るため、公衆衛生上の重要な都市施設として適切な維持管理に努めます。

(5) 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること。

浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市に係る社会福祉法第 30 条第 1 項第 1 号に規定する所轄庁として、社会福祉法人の認可及び指導監査などの事務を広域的に処理し、地域福祉の推進と社会福祉事業の適正な執行・管理に努めます。

(6) 関係団体との連携に関すること。

南部圏域の振興発展に関する情報の一元化や広域行政組織の密接な連携による一体的かつ効率的な事務事業の執行を図るため、本組合や南部市町村会など関係団体それぞれの役割と機能分担を明確にし、相互連携を図りながら、圏域全体の振興整備の推進に努めます。

◇ 組合の機関

【理事会】

理事会は、関係市町村の長をもって組織し、組合の執行機関として、組合規約第3条各号に掲げる事務の基本的な事項の決定のほか、毎会計年度の予算の調製、歳入歳出決算、組合議会への提出議案の審議、規則等の制定改廃、その他重要な事項の事務を処理します。

(広域化事務等調査委員会)

広域化事務等調査委員会は、理事会が委嘱する関係市町村の副市町村長等をもって組織し、関係市町村の事務のうち組合において処理可能な事務や関係市町村が加入する一部事務組合の事務のうち組合において処理可能な事務を調査研究します。

(幹事会)

幹事会は、関係市町村の広域行政担当課長等をもって組織し、広域行政推進計画の策定に必要な事項を調査・調整するとともに、理事会において指示された事項、理事会で議決すべき事項、その他組合の運営に関し必要な事項の事務を担当します。

(会計管理者)

会計管理者は、理事長の属する市町村の会計管理者をもって充て、本組合の会計事務を司ります。

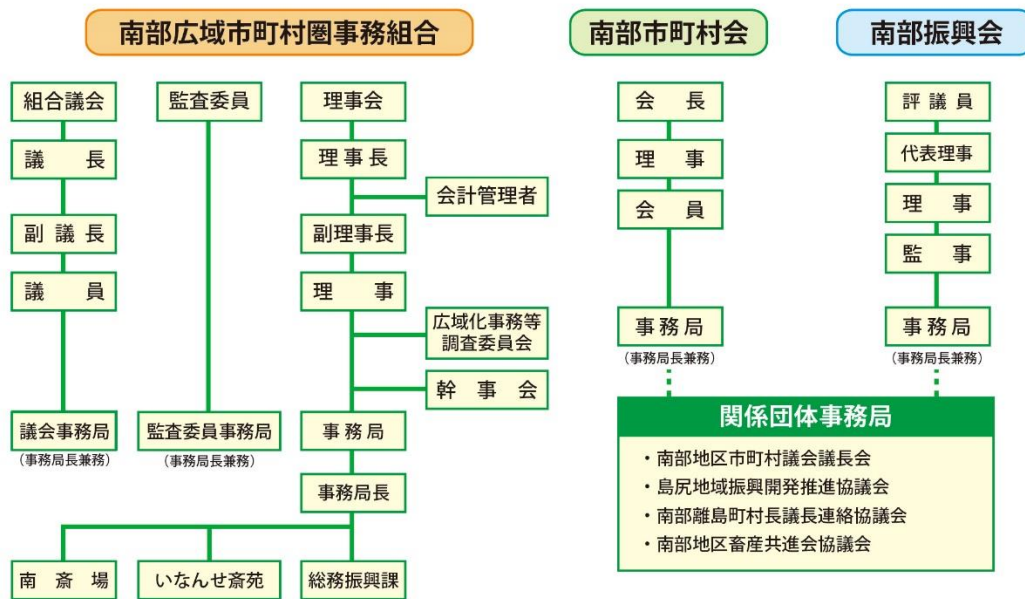
【組合の議会】

組合の議会の議員は、組合規約第5条の規定により、那覇市3人、浦添市、糸満市、豊見城市及び南城市2人、その他町村1人が選出され、合計21人で組織されています。議会は定例会2回(2月及び10月に招集するのを常例)、その他必要に応じて臨時会が招集されます。

【監査委員】

監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て識見を有する者及び組合の議員のうちからそれぞれ1人を選任し、地方自治法の規定による定期監査、例月出納検査、決算審査等を実施し、その結果に関する報告の提出・公表等を行います。

◇ 組織図



【参考】広域行政と新たな広域連携

地域住民に最も身近な地方公共団体である市町村は、地域住民の日常生活に必要で身近な行政サービスを提供し、地域住民の付託に応えるため、福祉の向上や魅力あるまちづくりの推進に努めておりますが、単独の市町村では解決が困難な行政課題を複数の市町村で解決又は展開することがより望ましい事務事業も少なくありません。

例えば、ゴミ処理、消防、火葬場の設置、広域的な振興事業や人材育成、広域的行政課題の調査研究、また、都道府県から市町村へ権限移譲された事務など、複数の市町村で連携・協力した方がより効率的で行政サービスが行き届き、市町村の財政負担が軽減される場合もあります。このような市町村の枠組みを超えた行政サービスの維持向上と効率的かつ効果的な事務事業の推進を図るため、各市町村の情報や地域資源をお互いに提供し合い、広域的な視点から市町村が連携・協力し、円滑な事務事業を推進・展開する行政手法の考え方のひとつに「広域行政」があります。

広域行政の推進方法には、市町村の枠組みの変更を行う「市町村合併」のほか、市町村の枠組みの変更を行わないで事務の共同処理を行う「一部事務組合（複合的一部事務組合）」、多角的な事務処理を通じて広域的な行政目的を達成するため、直接国又は都道府県から権限委譲を受けることができる「広域連合」、また近年では、新たな広域連携の施策として、生活機能の強化、結びつきネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化などを図る「定住自立圏構想」や人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点形成する「連携中枢都市圏構想」が推進されています。

◇ 沿 革

- ▶ 1970年（昭和45年）4月
自治省の広域市町村圏政策が本格的に開始
- ▶ 1979年（昭和54年）4月
自治省が新広域市町村圏計画策定要綱を示す
- ▶ 1981年（昭和56年）4月1日
南部広域市町村圏協議会を設立
- ▶ 1982年（昭和57年）3月29日
南部新広域市町村圏計画を策定
- ▶ 1989年（平成元年）6月23日
自治省がふるさと市町村圏施策を開始
- ▶ 1992年（平成4年）10月6日
南部広域市町村圏が「ふるさと市町村圏」に選定
- ▶ 1992年（平成4年）10月21日
第2次南部広域行政圏計画を策定
- ▶ 1992年（平成4年）11月1日
南部広域市町村圏事務組合を設立
- ▶ 1992年（平成4年）11月
ふるさと市町村圏基金を造成（～平成5年度）
- ▶ 1993年（平成5年）4月
ふるさと市町村圏基金事業を実施（平成5年度～）
- ▶ 1998年（平成10年）4月1日
事務局内に「北斎場建設課」を設置
- ▶ 1999年（平成11年）10月
介護保険法に基づく介護認定審査会を設置（～平成15年3月）
- ▶ 1999年（平成11年）4月21日
自治省がふるさと市町村圏推進要綱を示す
- ▶ 2000年（平成12年）3月31日
自治省が広域行政圏計画策定要綱を示す
- ▶ 2002年（平成14年）3月1日
「いなんせ斎苑」供用開始

- ▶ 2002年（平成14年）4月1日
構成市町村の廃置分合により19市町村の構成となる
- ▶ 2003年（平成15年）10月28日
第3次南部広域行政圏計画を策定
- ▶ 2004年（平成16年）4月1日
3団体（南部広域市町村圏事務組合・南部市町村会・南部振興会）の事務局を統合
- ▶ 2006年（平成18年）1月1日
構成市町村の廃置分合により15市町村の構成となる
- ▶ 2009年（平成21年）12月26日
総務省が定住自立圏構想を推進
- ▶ 2009年（平成21年）3月31日
総務省の広域行政圏施策が廃止される
- ▶ 2009年（平成21年）4月1日
事務局内に「南斎場建設課」を設置
- ▶ 2012年（平成24年）3月31日
第3次南部広域行政圏計画の計画期間が終了
- ▶ 2012年（平成24年）10月16日
今後の広域連携のあり方に関する基本方針を協議
- ▶ 2013年（平成25年）4月1日
南部広域行政圏計画の策定事務を廃止
広域的な振興事業の調査研究に関する事務を追加
平成25年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
- ▶ 2014年（平成26年）4月1日
社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務を追加
平成26年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
- ▶ 2014年（平成26年）6月26日
「南斎場」供用開始
- ▶ 2014年（平成26年）8月25日
総務省が地方中枢拠点都市圏構想を推進
- ▶ 2015年（平成27年）1月28日
総務省が連携中枢都市圏構想を推進（地方中枢拠点都市圏構想一部改正）

- ▶ 2015年（平成27年）4月1日
平成27年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
- ▶ 2016年（平成28年）4月1日
平成28年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
- ▶ 2017年（平成29年）4月1日
平成29年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
- ▶ 2018年（平成30年）2月8日
なんぶトリムマラソン大会の主催団体を取りやめることを決定
- ▶ 2018年（平成30年）4月1日
平成30年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
- ▶ 2019年（平成31年）4月1日
平成31年度（令和元年度）南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
いなんせ斎苑施設保全基本計画を策定
- ▶ 2020年（令和2年）4月1日
令和2年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
会計年度任用職員制度の導入
- ▶ 2021年（令和3年）4月1日
南部広域市町村圏事務組合広域行政推進計画（令和3年度～令和7年度）を策定

■広域行政推進計画

1 広域行政推進計画の策定

(1) 計画策定の背景

南部圏域は、関係市町村や県・国との連携と協調のもとに、これまで「南部新広域市町村圏計画」（昭和 57 年度～平成 3 年度）、「第 2 次南部広域行政圏計画」（平成 4 年度～平成 13 年度）、「第 3 次南部広域行政圏計画」（平成 14 年度～平成 23 年度）に基づき、圏域の一体的な振興整備に資する効果的な施策の展開を図り、県内最大の圏域として発展してまいりました。

近年、わが国の社会経済情勢は急激に変化し、急速な少子高齢化の進展、経済活動の成熟化、地域住民の価値観や生活様式の多様化に即応する構造改革、地方分権、自立的自治の確立など、国や地方を取りまく環境は大きな転換期を迎え、沖縄県では、平成 24 年 5 月に将来のあるべき沖縄の姿を描いた「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」を策定するなど、新たな沖縄の創造に向けた取り組みがはじまりました。

一方、全国各地の市町村合併に伴う市町村数の著しい減少と広域行政機構を有しない圏域の増加に伴い、都道府県知事が圏域を設定し、圏域の振興整備を進め、行政機能の分担などを推進してきた国の広域行政圏施策は、当初の役割を終えたものとして、平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止され、今後においては、「従来の広域行政圏に係る策定済みの基本構想・基本計画や設置済みの広域行政機構、実施中の事務の共同処理等の取扱いについては、関係市町村の自主的な協議によって、継続ないし見直し等を判断されることが適当である。」とされていました。

こうした背景事情のもとに、本組合では、平成 23 年の第 3 次南部広域行政圏計画の検証結果等を踏まえ、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画をもって南部圏域の基本方向と位置づけるものとし、平成 25 年度以降の計画策定にあたっては、組合が事業主体となって取り組むべき事務事業を計画的に執行・処理するための指針となる単年度毎の「広域振興計画」を策定することになりました。

(2) 広域振興計画の見直し

本組合の組織運営や共同処理する事務の基本的な考え方などについては、必要に応じて毎会計年度の予算編成方針において見直しが行われるため、平成 25 年度から令和 2 年度まで単年度毎に策定した広域振興計画は、令和 3 年度から計画期間を 5 年間とし、あわせて、計画名を「広域行政推進計画」に改めるものとします。

(3) 計画の基本方針

広域行政推進計画は、組合における広域行政の円滑な推進に資するため、関係市町村や関係団体との相互連携により、組合格約第 3 条各号に規定する共同処理する事務につ

いて、組合が事業主体となって取り組むべき事務事業を計画的に執行・処理するための指針とします。

また、南部圏域の総合的な振興整備の方向性については、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画をもって南部圏域の基本方向と位置づけるものとし、広域行政推進計画の推進にあたっては、関係市町村の総合計画や沖縄 21 世紀ビジョン基本計画との整合性を図るものとし、

(4) 計画で定める項目

広域行政推進計画は、組合同約第 3 条各号に規定する共同処理する事務など次の項目について記述します。

- ① ふるさと市町村圏基金を活用した事業の実施に関する事。
- ② 広域的な振興事業の調査研究に関する事。
- ③ いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関する事。
- ④ 南斎場の建設及び管理運営に関する事。
- ⑤ 社会福祉法の規定による所轄庁が行うこととされている事務に関する事。
- ⑥ 関係団体との連携に関する事。
- ⑦ 懸案事項に関する事。

(5) 計画の期間

広域行政推進計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

(6) 関係市町村との協議

広域行政推進計画で定める項目のほか、組合の組織運営等に関する重要な事項については、今後の国や地方を取りまく環境の変化等を踏まえ、関係市町村との協議により決定するものとし、

2 ふるさと市町村圏基金を活用した事業の実施に関すること。

(1) 経緯

南部圏域は、平成4年10月に国の広域行政圏施策のひとつとして創設された「ふるさと市町村圏」に選定され、それに伴い、本組合では、平成4年度と平成5年度において、関係市町村の出資金（9億円）と沖縄県の補助金（1億円）により、10億円の「ふるさと市町村圏基金」（以下「基金」という。）を設置しました。

ふるさと市町村圏施策は、市町村間の広域的連携の支援と地域の自立的発展が見込まれる地方都市及びその周辺地域を一体とした圏域のさらなる発展と振興整備を進めるため、基金の運用益から生じる収益を活用し、広域の観点から、圏域内の一体性を高め、もって広域行政圏施策の推進に寄与する振興整備や多様な地域振興事業を実施するものとされていました。

このため、基金に属する現金は安全で最も確実かつ有利な方法により保管・運用するものとし、基金の運用から生じる収益は、圏域の振興整備のための事業（公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。）の財源として充てるほか、財政の健全な運営に資するため、条例で定める積立金として基金に編入するものとしています。

本組合では、平成5年度以降、関係市町村や関係団体との相互連携により、基金の運用益から生じる収益を活用して、組合格約第3条第1号に規定する広域的な各種ソフト事業の実施を通して、圏域全体の振興発展を効果的に推進してきました。

こうしたなか、ふるさと市町村圏施策を積極的に推進することにより、圏域内の一体性を高め、もって広域行政圏施策の推進の円滑化に寄与するものとした国の「ふるさと市町村圏施策」が当初の役割を終えたものとして平成21年3月に廃止され、従来の事業展開や基金などの取扱いについては、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議によって、継続ないし見直しを判断することが適当とされています。

また、南部圏域の主要事業として位置づけて実施してきた「なんぶトリムマラソン大会」も“なんぶ”の一体感の醸成と活性化に寄与するものとした所期の目的が達成されたものとして、平成29年度の第30回大会をもって廃止されるなど当該施策の推進は大きな節目を迎えています。

(2) 現状と課題

基金の運用益から生じる収益等を活用して、広域的な各種ソフト事業を実施する「ふるさと市町村圏基金事業」（以下「基金事業」という。）は、これまで圏域の一体感の醸成や地域振興等に寄与するなど大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、基金事業の財源を確保するための基金運用にあたっては、いなんせ斎苑特別会計での運用が終了した平成28年度以降は、安全性を最優先し、基金造成額のうち10億円を県内金融機関での定期預金（1年）により運用していますが、平成28年度は0.28%、平成29年度は0.18%、平成30年度は0.11%、令和元年度は0.07%、令

和2年度は0.03%と運用利率が著しく減少し、令和3年度は有利な有価証券への運用切り替えにより若干の増収は見込めるものの、近年の金融経済情勢による低金利下により安定的な自主財源を確保することが困難な状況にあります。

そのため、将来的な基金運用益の増収が見込めないことや沖縄県地域振興協会の助成金と基金取崩額で財源を確保せざるを得ない状況から、限られた財源を有効に活用するためにも、令和元年度に示された「事業見直しの視点と今後の方向性」などを考慮し、「広域連携の推進及び広域的な行政課題・振興整備等の調査研究」などを具体的に推進することが求められています。

あわせて、基金の設置目的や役割を改めて検討し、その活用方法や関係市町村の出資金9億円の取扱いに関して引き続き議論する必要があります。

(3) 今後の方針と施策

基金運用益の可能な限りの増収を図るとともに、令和元年度に示された「事業見直しの視点と今後の方向性」などを考慮し、圏域における人材育成や広域連携等を推進する観点から、広域的な視点にたった「広域連携の推進及び広域的な行政課題・振興整備等の調査研究」などの事業展開に努めるものとします。

あわせて、基金の取扱いに関して協議を整えるものとします。

【施策の展開】

基金事業の実施にあたっては、毎会計年度の予算編成方針に基づき、組合同約第3条第1号に規定する事業の中から、関係市町村のニーズを踏まえ、広域的な視点にたった事業を採択し、その目的、事業費、財源、実施時期、実施主体、その他概要等を示した別に定める事業計画により実施するものとします。

(組合同約第3条第1号に規定する事業)

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。

- ア 広域観光事業
- イ 広域文化事業
- ウ 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業
- エ 広域的人材育成及び人材活用事業
- オ 広域研修事業
- カ 地域イベント助成事業
- キ 地域間交流事業
- ク 地域産業育成事業
- ケ 地域づくり支援事業

3 広域的な振興事業の調査研究に関すること。

(1) 経緯

地方分権の進展や自立的自治の確立など、国や地方を取りまく環境が大きな転換期を迎えるなか、沖縄県では、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画を踏まえた新たな沖縄県の計画として、平成24年5月に「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を策定するなど、新生沖縄を創造する新たな取り組みがはじまりました。

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、県全体の基本方向や基本施策、克服すべき沖縄の固有課題などが示されるほか、圏域別展開として、圏域ごとの施策を展開するための基本的な考え、圏域の枠を越えた圏域間連携の強化による広域的地域圏の形成、圏域別展開の基本方向、克服すべき沖縄の固有課題として離島の条件不利性の解決の道筋などが示され、その具体的な取り組みにあたっては、地域の実情をきめ細かく把握したうえで、各地域それぞれの個性や特長を伸ばし、その価値や活力が増大するよう地域ぐるみで進めていくことが必要とされています。

これらを踏まえ、本組合では、沖縄21世紀ビジョン基本計画を第3次南部広域行政圏計画に代わる南部圏域の総合的な振興整備の基本方向の指針として位置づけ、その基本施策等を南部圏域が一体となって取り組みを進めていくため、平成25年4月1日から、組合同約第3条の共同処理する事務に「広域的な振興事業の調査研究に関すること。」の事務を追加し、南部圏域の振興発展に資する新たな広域的振興事業の調査研究に取り組むこととなりました。

(2) 現状と課題

本組合では、関係団体との密接な連携により、関係市町村や県・国との連携と協調のもとに、圏域の総合的な振興整備とあわせて、地方自治法の規定に基づく複合的一部事務組合として、異なる市町村間で複数の共同処理する事務を処理しています。

今後においては、沖縄21世紀ビジョン基本計画の圏域別展開で示された基本方向や基本施策のほか、都道府県から関係市町村へ権限委譲された事務など関係市町村の事務のうち、組合において処理可能な事務や広域的な連携による事務処理体制のあり方を調査・検討することが求められています。

一方、当該事業に係る現行の組合同約では、ふるさと市町村圏基金の運用益や同基金取崩額などを財源として充てられないほか、経費の支弁方法などが明確にされていないため、組合同約第3条第1号及び第2号に規定する共同処理する事務を将来的な組合の役割に応じて整備する必要があります。

(3) 今後の方針と施策

将来的な人口減少・高齢化の進展が予測されるなかで、限られた人員や財源を有効かつ効率的に活用するため、事務の共同処理は、引き続き重要な手段のひとつであると考

えられます。

そのため、効率的かつ効果的な事務処理の推進や行政経費の軽減を図る観点から、都道府県から関係市町村へ権限委譲された事務など関係市町村の事務のうち、組合において処理可能な事務や広域的な連携による事務処理体制のあり方について調査・検討を進めます。

あわせて、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の圏域別展開で示された基本方向や基本施策の調査・検討などに向けて関係市町村や関係機関との連絡調整に努めます。

【施策の展開】

○新たな共同処理する事務の可能性について調査・検討を進めます。

○関係市町村等と連絡調整を図りながら圏域全体の振興整備の推進に努めます。

【参考】共同処理対象事務（例）

令和 2 年度「南部市町村の事務の共同処理に関するアンケート」回答結果より

- 1 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者への立ち入り検査等並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく家庭的保育等に対する指導監査に関する事務
- 2 市町村税の滞納整理事務
- 3 固定資産税評価事務
- 4 住民税・固定資産税の徴収事務
- 5 成年後見制度利用促進体制整備推進事業
- 6 自治体クラウド
- 7 広域学校給食センター建設・運営事業
- 8 汚水処理事業の広域化・共同化
- 9 消防事務・現場業務全般
- 10 広域公営墓地整備事業
- 11 広域観光の推進事務
- 12 土地貸借事務
- 13 登記事務
- 14 条例の制定及び改正等に伴う条例案検討事務
- 15 離島地域における保健師確保事業

【参考】沖縄 21 世紀ビジョン基本計画＝改定計画＝（主な項目）

第 4 章 克服すべき沖縄の固有課題

- 1 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用
- 2 離島の条件不利性克服と国益貢献
- 3 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築
- 4 地方自治拡大の対応

第 5 章 圏域別展開

- 1 基本的な考え
- 2 圏域間連携の強化による広域的地域圏の形成
- 3 圏域別展開の基本方向

(3) 南部圏域

【主な特性】

【現状と課題】

【展開の基本方向】

ア 個性豊かで魅力あふれる基幹都市圏の形成

（ア）人的・物的交流拠点の機能強化

（イ）南部都市圏の機能高度化

（ウ）環境共生型社会の構築

イ 圏域の特色を生かした産業の振興

（ア）観光リゾート産業の振興

（イ）情報通信関連産業の振興

（ウ）臨空・臨港型産業の振興と産業イノベーションの推進

（エ）農林水産業の振興

ウ 国際交流・貢献等の推進

エ 駐留軍用地跡地利用の推進

4 いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関すること。

(1) 経緯

火葬場は、人生終焉の儀式が行われる施設として、住民に必要欠くことが出来ない都市施設であることから永続性、非営利性を確保しなければなりません。そのため、経営主体は地方公共団体であることが原則となっています。

また、近年では火葬炉の技術的な改良・進歩により無煙・無臭化による低公害の施設整備が進められ、自動化・省力化された安全なシステムが導入されています。さらに周辺環境との調和のとれた近代的な施設づくりがなされるなど、従来の火葬場のイメージが一新されつつあることから、公営火葬場の建設に対する住民の要請も急速に高まっていました。

しかしながら、那覇市と浦添市の両市には公営火葬場がなく、長年の行政課題となっていました。特に、那覇市と浦添市にとって利用率の高い民営火葬場の経営許可の期限満了などの理由から、公営火葬場の早期建設が求められていました。

那覇市と浦添市では、これらの行政課題を解決するため、両市が共同で建設の推進にあたり、また当該施設は、広域的にも利用される施設であり、さらに高齢化社会への移行や住民ニーズの多様化などを考慮し、南部広域圏における北斎場として位置づけた「いなんせ斎苑」が平成14年3月に竣工・供用開始されています。

(2) 現状と課題

いなんせ斎苑は、人生終焉の場にふさわしく、厳粛ななかにも心和むゆとりとやすらぎのある雰囲気を感じていただけるよう心がけ、建物は、故人との最後のお別れの場にふさわしく、落ち着きがあり、周辺環境とも調和のとれた形態、色調となっており、格調ある近代的な施設づくりに努めています。

また、いなんせ斎苑では、①火葬受付業務、②火葬使用料徴収業務、③火葬業務、④維持管理業務等を行い、そのうち、火葬業務の火葬案内業務・火葬炉運転業務、維持管理業務の一部は、専門的な技術等を要することから、民間事業者に委託しています。

火葬件数は、年々増加の傾向にあり、建設当初の計画では年間約2,500件を見込んでいましたが、平成29年度で4,402件、平成30年度で4,283件、令和元年度で4,632件と当初見込件数を大幅に上回っています。

そのため、平成23年度において火葬炉の増設工事（2基）や改修工事が行われ、平成元年度には、電気計装設備（制御システム等）の旧式化や塩害等による建物の劣化・老朽化がみられるなど、将来的な火葬需要への対応に懸念が生じていたことから、いなんせ斎苑施設保全基本計画を策定しております。

また、昨今の火葬件数の増加に伴い、現状の管理運営手法では適正な管理運営が厳しい状況にあるほか、令和4年度から令和7年度にかけて火葬炉の入替工事が予定されているため、入替工事期間の火葬処理や施設本体の経年劣化による施設修繕や火葬炉の入

替工事とあわせて多額の経費を要することが予測されることから、収益増や経費節減などについて検討する必要があります。

あわせて、新型コロナウイルス感染症対策や将来的な管理運営方法などの検討が求められています。

○火葬実績（令和元年度）

（単位：件／％）

区分	死体	死産児	改葬遺骨	肢体	献体	計	割合
那覇市	2,477	39	167	29	7	2,719	58.70
浦添市	711	12	55	6	2	786	16.97
その他圏内	80	0	3	0	1	84	1.81
圏外	951	16	58	9	9	1,043	22.52
区分別合計	4,219	67	283	44	19	4,632	100.00

○いなんせ斎苑の概要

■所在地：浦添市伊奈武瀬一丁目7番5号

■総事業費：1,816,621千円

■敷地面積：11,519.53 m²

■建築面積：2,743.48 m²

■延床面積：2,982.89 m²

■建物構造：鉄筋コンクリート造・地上2階建

■火葬炉数：8基

■主要諸室：告別室2室、炉前ホール、収骨室2室、待合ロビー、待合室6室、エントランスホール、霊安室、事務室

■駐車場：普通車100台、マイクロバス4台

(3) 今後の方針と施策

- ① 人生終焉の場にふさわしく、住民に必要欠くことが出来ない都市施設として、利用者に配慮した施設整備に努めるとともに、令和元年度に策定した斎苑施設保全基本計画に基づき、公衆衛生上の重要な施設として適切な維持管理に努めます。
- ② 火葬炉入替工事や施設本体の経年劣化による施設修繕等に多額の経費を要することが予測されることから、収益増や経費節減などについて検討し、あわせて、火葬炉入替工事期間の火葬処理のあり方について検討を進めます。
- ③ 施設内において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応として、安全管理・危機管理の観点から、その対策などについて検討を進めます。
- ④ 火葬件数の増加に対応し、あわせて、利用者へのサービス向上や斎苑運営の業務効率向上を図るため、火葬予約システムの導入検討を進めます。
- ⑤ いなんせ斎苑の将来的な管理運営方法など課題解決を図るため、指定管理者制度

の導入や長期包括運営管理委託等について検討を進めます。

【施策の展開】

- 人生終焉の場にふさわしい施設として、周辺環境と調和した施設づくりに努めます。
- ご遺族・ご親族の方へ配慮した質の高い公共サービスの提供に努めます。
- 定期的な点検整備を行い、安全管理と施設の維持・管理に努めます。
- 増加する火葬需要に対応するため、火葬炉のメンテナンスの充実に努めます。
- 火葬炉入替工事や施設修繕等にあたり収益増や経費節減等について検討を進めます。
- 火葬炉入替工事期間の火葬処理のあり方について検討を進めます。
- 新型コロナウイルス感染症対策（安全管理・危機管理等）について検討を進めます。
- 火葬予約システムの導入について検討を進めます。
- 斎苑・斎場適正管理計画（仮称）を策定し、指定管理者制度の導入や長期包括運営管理委託等の可能性など適正な管理運営方法などについて検討を進めます。

5 南斎場の建設及び管理運営に関すること。

(1) 経緯

火葬場は、人生終焉の儀式が行われる施設であるとともに、普遍的側面を持ち合わせた施設であることから、公共性の高い都市施設として、その永続性、非営利性を確保するため、経営主体は原則として地方公共団体でなければならないとされています。

また、近年では火葬炉の技術的な改良・進歩により無煙・無臭化による低公害の施設整備が進められ、自動化・省力化された安全なシステムが導入されています。さらに周辺環境との調和のとれた近代的な施設づくりがなされるなど、従来の火葬場のイメージが一新されつつあることから、公営火葬場の建設に対する住民の要請も急速に高まってきました。

沖縄本島の浦添市以南に位置する南部圏域内の本島5市3町における火葬業務は、浦添市に位置する「いなんせ斎苑」、豊見城市に位置する「豊見城火葬場」、南城市に位置する「玉城火葬場」の3施設が行っていました。いなんせ斎苑は、平成14年3月に供用開始され、最新の設備を有する近代的な施設であります。他の2施設においては、施設の老朽化が著しく、煙や臭いに対する苦情が耐えないことから、新たな火葬場建設が求められていました。

糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町及び与那原町の3市3町（以下「関係6市町」という。）では、公営火葬場の建設に対する住民の要請の高まりと南部圏域における将来の火葬需要への対応や行政サービスの向上を図るため、いなんせ斎苑に引き続き、本組合を事業主体に関係6市町の共同事業として南斎場の建設を計画し、平成26年6月26日に竣工・供用開始されています。

(2) 現状と課題

南斎場は、最新の火葬炉設備により公害防止に万全を期しており、自然光を十分に活用しながら、照明器具にはLED照明を、空調設備には全熱交換器を採用するなど、自然環境に配慮された施設となっており、利用者の方々が厳かな空間で心安らぐひとときを過ごしていただけるよう管理運営に努めています。

また、南斎場では、①火葬受付業務、②火葬使用料徴収業務、③火葬業務、④維持管理業務等を行い、そのうち、火葬業務の火葬案内業務・火葬炉運転業務、また維持管理業務の一部は、専門的な技術等を要することから、民間事業者に委託しています。

火葬件数は、年々増加の傾向にあり、建設当初の計画では年間約1,700件を見込んでいましたが、平成29年度で3,398件、平成30年度3,338件、令和元年度で3,538件と当初見込件数を大幅に上回っています。

また、南斎場においては、その他圏域内及び圏域外の利用者が多く、すでに飽和状態にあり、今後においても火葬件数の増加が見込まれていることから早急な対策が求められ、あわせて、将来的に中部圏域において新たな火葬場が建設された場合には、圏域外

の利用者が減少することも予測され、利用者の減少による赤字経営に転落する可能性もあることから、収益増や経費節減などについて検討する必要があります。

あわせて、新型コロナウイルス感染症対策や将来的な管理運営方法などの検討が求められています。

○火葬実績（令和元年度）

（単位：件／％）

区分	死体	死産児	改葬遺骨	肢体	献体	計	割合
糸満市	534	15	4	8	1	562	15.88
豊見城市	415	9	9	5	1	439	12.41
南城市	427	9	13	4	1	454	12.83
南風原町	234	7	10	6	2	259	7.32
八重瀬町	266	2	0	5	0	273	7.72
与那原町	132	0	14	0	1	147	4.15
その他圏内	403	3	2	0	4	412	11.65
圏外	944	12	18	10	8	992	28.04
区分別合計	3,355	57	70	38	18	3,538	100.00

○南斎場の概要

■所在地：豊見城市字豊見城 925 番地

■総事業費：2,320,133 千円

■土地面積：15,419.97 m²（敷地面積は都市計画決定面積で 13,042 m²）

■建築面積：2,710.75 m²

■延床面積：2,899.89 m²

■建物構造：鉄筋コンクリート造・地上 2 階建

■火葬炉数：6 基

■主要諸室：告別室 2 室、炉前ホール、収骨室 2 室、待合ロビー、和室待合室 2 室、洋室待合室 3 室、授乳室、日用品販売所、事務室

■駐車場：普通車 104 台、マイクロバス 6 台、思いやり駐車場 21 台、大型バス専用駐車場 1 台、合計 132 台

(3) 今後の方針と施策

- ① 人生終焉の場にふさわしく、会葬者や自然環境に配慮した施設整備を行うとともに、将来の火葬需要への対応と行政サービスの向上を図るため、公衆衛生上の重要な都市施設として適切な維持管理に努めます。
- ② 将来的に中部圏域において新たな火葬場が建設された場合を見据え、収益増や経費節減などについて検討を進めます。
- ③ 施設内において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応として、安全管

理・危機管理の観点から、その対策などについて検討を進めます。

- ④ 火葬件数の増加に対応し、あわせて、利用者へのサービス向上や斎場運営の業務効率向上を図るため、火葬予約システムの導入検討を進めます。
- ⑤ 南斎場の将来的な管理運営方法など課題解決を図るため、指定管理者制度の導入や長期包括運営管理委託等について検討を進めます。

【施策の展開】

- 人生終焉の場にふさわしい施設として、自然環境に配慮した施設整備に努めます。
- ご遺族・ご親族の方へ配慮した質の高い公共サービスの提供に努めます。
- 定期的な点検整備を行い、安全管理と施設の維持・管理に努めます。
- 増加する火葬需要に対応するため、適正な火葬運営計画に努めます。
- 中部圏域での火葬場建設を見据え、収益増や経費節減等について検討を進めます。
- 新型コロナウイルス感染症対策（安全管理・危機管理等）について検討を進めます。
- 火葬予約システムの導入について検討を進めます。
- 斎苑・斎場適正管理計画（仮称）を策定し、指定管理者制度の導入や長期包括運営管理委託等の可能性など適正な管理運営方法などについて検討を進めます。

6 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること。

(1) 経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 105 号) が平成 23 年 8 月 30 日に公布され、これに伴い、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号) 第 30 条及び第 56 条が一部改正となり、平成 25 年 4 月 1 日から、社会福祉法人に関する定款の認可、報告の徴収及び検査、業務停止命令等並びに解散命令など、社会福祉法の規定に基づく「社会福祉法人の認可及び指導監査等の事務」の権限が沖縄県から「市」に移譲されました。

浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市(以下「関係 4 市」という。)においては、当該事務の権限移譲に伴い、平成 25 年 4 月 1 日から主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を超えないものについては、社会福祉法第 30 条第 1 項第 1 号に規定する所轄庁として、社会福祉法人の認可及び指導監査等の事務を行うことになりましたが、当該事務処理の平準化、効率性、公平性及び中立性を確保し、行政経費の軽減ひいては地域福祉の推進と社会福祉事業の適正な執行・管理に努める観点から、平成 26 年度以降の事務処理にあたっては、一部事務組合制度を活用した広域的な事務処理の可能性を視野に入れ、その調査や検討が進められました。

関係 4 市では、平成 25 年度において、当該事務の範囲、実施日、管理及び執行、職員等の配置、非常勤職員等の報酬及び費用弁償の額、負担金の総額、負担割合、関係例規の整備、その他必要事項など、広域的な事務処理に向けて調査・検討した結果、「社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号) 第 30 条第 1 項第 1 号に規定する所轄庁が行うこととされている事務」を本組合において共同処理することが望ましいとの結論に至り、平成 25 年 12 月に「共同処理に関する基本的な考え方」を取りまとめ、関係 4 市から組合に対し、「社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務の共同処理」に関する要請が行われました。

その要請を受け、本組合では、構成市町村との協議を経て、組合規約第 3 条の共同処理する事務に「社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号) に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること(浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市に係るものに限る。)」を加え、平成 26 年 4 月 1 日から当該事務を共同処理することになりました。

(2) 現状と課題

社会福祉法の規定による所轄庁として、関係 4 市に係る社会福祉法人の認可及び指導監査事務等の執行・管理にあたっては、組合と関係 4 市との相互連携協力が不可欠で、また、社会福祉法人施設の監査業務を行う沖縄県との綿密な連携も必要となります。

平成 29 年度には、社会福祉法の一部改正により、社会福祉法人においては、議決機関としての評議員会の設置や適正かつ公正な支出管理等の財務規律の強化が求められるなど社会福祉法人制度の改革も行われています。

そのため、関係4市で設置する社会福祉法人指導監査連絡会議や沖縄県の担当部署との連携体制の充実・強化を図るとともに、他事務組合の取り組みを参考にしながら、社会福祉法人指導監査専門員（税理士）との密接な連携を通じて、社会福祉法人に関する専門性の向上や知識、ノウハウの共有を図り、適正な執行・管理に努めることが求められています。

また、現行の体制は、関係4市の輪番制による派遣職員と会計年度任用職員の2人体制であることから、担当職員が専門的な知識やノウハウを効率的に習得し、安定した事務処理体制の維持・向上が求められています。

【参考】社会福祉法第30条

(所轄庁)	
第三十条	社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。
一	主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人（次号掲げる社会福祉法人を除く。）であってその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）
二	第百九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長
2	社会福祉法人その行う事務が二以上の都道府県の区域にわたるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

【参考】令和2年度の設立認可・指導監査事務の実績（予定含む。）

区分	浦添市	豊見城市	南城市	糸満市
設立認可	0件	0件	1件	0件
指導監査	8件	5件	7件	9件

(3) 今後の方針と施策

主たる事務所が関係4市の区域内にある社会福祉法人であつて、その行う事業が関係4市の区域内にある社会福祉法人の認可及び指導監査等の事務を社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に規定する所轄庁として広域的に処理し、地域福祉の推進と社会福祉事業の適正な執行・管理を図るとともに、効率的でより充実した行政サービスの向上に努めます。

○社会福祉法人の数：78法人（令和2年10月1日現在）

市名	浦添市	豊見城市	南城市	糸満市
法人数	18法人	15法人	21法人	24法人

【施策の展開】

- 社会福祉法に規定する所轄庁として、下記の(1) (2)に掲げる事務を処理します。
- 社会福祉法人指導監査専門員との密接な連携を通じて、社会福祉法人に関する専門性の向上や知識、ノウハウの共有を図り、適正な執行・管理に努めます。
- 安定した事務処理体制の維持・向上に努めます。

(1) 社会福祉法上の事務

事務の内容		根拠規定
設立認可申請の受理及び認可		法第 31 条第 1 項、法第 32 条
定款変更の認可		法第 45 条の 36 第 2 項
定款変更届の受理		法第 45 条の 36 第 4 項
解散の認可又は認定		法第 46 条第 2 項
解散届の受理		法第 46 条第 3 項
清算人の届出の受理		法第 46 条の 6 第 4 項、第 5 項
清算終了の届出の受理		法第 47 条の 5
合併の認可		法第 50 条第 3 項、第 54 条の 6 第 2 項
社会福祉充実計画の承認		法第 55 条の 2 第 1 項
社会福祉充実計画の変更の承認		法第 55 条の 3 第 1 項
監督	報告徴収、検査	法第 56 条第 1 項
	改善命令	法第 56 条第 6 項
	業務停止命令、役員解職勧告	法第 56 条第 7 項
	解散命令	法第 56 条第 8 項
	弁明の機会の付与、弁明を聴取する職員の指定	法第 56 条第 9 項
	弁明聴取書及び報告書の受理	法第 56 条第 11 項
公益事業又は収益事業の停止命令		法第 57 条
現況報告書の受理		法第 59 条
財産移転の報告の受理		施行規則第 2 条第 4 項
社会福祉法人台帳の備え付け		施行規則第 11 条
基本財産の処分・担保提供の承認		社会福祉法人審査基準第 2-2(1)

(2) その他の事務

情報公開請求への対応（決算書類等）
各種証明（租税特別措置法に規定する税額控除対象法人証明証等）

7 関係団体との連携に関すること。

(1) 経緯

南部広域市町村圏事務組合、南部市町村会及び財団法人南部振興会（現一般財団法人南部振興会）は、南部圏域の振興発展に関する情報の一元化と広域行政組織の密接な連携による一体的かつ効率的な事務事業の執行体制の強化を図るため、平成 16 年 4 月 1 日に事務局を統合しました。

(2) 現状と課題

事務局統合後においては、関係市町村や県・国との連携と協調のもとに、南部圏域の総合的な振興整備に努めていますが、本組合や関係団体それぞれの役割と機能分担を明確にし、さらなる連携強化が求められています。

(3) 今後の方針と施策

事務局統合の効果が最大限に発揮されるよう本組合や関係団体それぞれの役割と機能分担を明確にし、連携強化と事務の効率化を図りながら圏域全体の振興整備の推進に努めます。

【参考】関係団体の主な事務事業

(1) 南部市町村会

- ・市町村長の権限に属する事務の連絡調整
- ・南部圏域の振興策など重点要望事項に関する国や県等に対する要請活動
- ・南部圏域の振興発展に資する新たな広域的振興事業に関する調査研究
- ・地方自治の振興発展に関する調査研究
- ・国、県及び関係機関との行政懇談会等の開催
- ・行財政専門委員会の設置
- ・沖縄県町村会との連携及び連絡調整

(2) 一般財団法人南部振興会

- ・育英資金貸付事業
- ・広域的団体等支援事業
- ・南部地域振興対策事業
- ・財産の管理運営事業（南部総合福祉センターほか）
- ・南部圏域の振興策など重点要望事項に関する国や県等に対する要請活動

(3) 南部地区市町村議会議長会

- ・地方議会運営の研究及び講習会の開催

- ・ 地方自治の振興発展に関する調査研究
 - ・ 市町村自治機関並びにその他関係団体との連絡調整
 - ・ 南部圏域の振興策など重点要望事項に関する国や県等に対する要請活動
 - ・ 県及び関係機関との行政懇談会の開催
 - ・ 沖縄県町村議会議長会との連携及び連絡調整
- (4) 島尻地域振興開発推進協議会
- ・ 島尻地域振興開発基本計画の策定
 - ・ 島尻地域内における各団体で協議する地域開発に係る重要事項の調整
 - ・ 島尻地域内の諸公共事業等の促進に関すること。
 - ・ 南部圏域の振興策など重点要望事項に関する国や県等に対する要請活動
 - ・ 南部圏域の振興発展に資する新たな広域的振興事業に関する調査研究
 - ・ 市町村議会、商工会及びJ Aとの連携及び連絡調整
- (5) 南部離島町村長議長連絡協議会
- ・ 南部離島町村及び議会運営の調査研究
 - ・ 南部離島町村の自治振興発展に関する調査研究
 - ・ 離島振興に関する国や県等に関する要請活動
 - ・ 離島の条件不利性の解決促進を図るための調査研究
 - ・ 県関係部局及び県議会議員との意見交換会の開催
 - ・ 沖縄県町村会及び沖縄県離島振興協議会等との連携及び連絡調整
- (6) 南部地区畜産共進会協議会
- ・ 南部地区畜産共進会の開催
 - ・ 沖縄県畜産共進会の協力

9 懸案事項に関すること。

(1) 経緯

本組合は、平成4年11月1日に地方自治法第285条の規定に基づく広域行政機構の一部事務組合（複合的一部事務組合）として設立され、これまで、ふるさと市町村圏基金を活用して実施する事業（平成5年度）をはじめ、介護保険法の規定に基づく介護認定審査会の設置（平成10年度～平成14年度）、いなんせ斎苑の管理運営（平成14年3月供用開始）、広域的な振興事業の調査研究に関する事務（平成25年4月）、社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務（平成26年4月）、南斎場の管理運営（平成26年6月）の事務を共同処理し、あわせて、南部市町村会及び財団法人南部振興会との事務局統合（平成16年4月）を進め、関係市町村や県・国との連携と協調のもとに、南部圏域の総合的な振興整備に努めてまいりました。

その間、地方自治を取り巻く環境は大きくかつ急激に変化し、市町村には、少子高齢化・人口減少という厳しい環境のなかで、行政サービスの維持と新しい行政ニーズへの対応が求められています。

一方、都道府県知事が圏域を設定し、圏域の振興整備を進め、行政機能の分担などを推進してきた国の広域行政圏施策は、当初の役割を終えたものとして平成21年4月に廃止され、平成の大合併の終了とともに、広域行政の考え方は、市町村が多様な広域行政制度の中から自主的に選択する時代へと大きく変化しています。

また、時代に対応した国による新しい広域連携制度の開発とあわせて、広域連携施策に対する市町村の意識改革も求められています。

(2) 現状と課題

本組合は、県都・那覇市とその周辺の近郊都市地域や農漁業地域、さらに離島地域の15市町村で構成され、組合設立から29年目を迎えるなか、現行の事務の共同処理とあわせて、今後の広域行政の推進や新たな広域連携の展開が求められています。

なかでも、平成5年度から20数年にわたり、ふるさと市町村圏基金を活用して実施する事業は、圏域の一体感の醸成や活性化など大きな役割を果たしてきたものの、近年の基金運用益の著しい減少から、時代の流れとともに当該事業のあり方を検討せざるを得ない状況にあります。

また、将来的な人口減少・高齢化の進展が予測されるなかで、限られた人員や財源を有効に活用するため、事務の共同処理は、引き続き重要な手段のひとつであるとの考えから、新たな共同処理する事務の検討とあわせて、本組合と同じく地方自治法の規定に基づき設置されている南部広域行政組合との組織統合など引き続き検討を行うべき課題も残されています。

広大で多様な地域構造を有する南部圏域が一体となって地域振興を推進するためには、構成市町村それぞれが役割を分担し、さらなる一体感の醸成と市町村間の相互理解

を深め、広域的な機能連携を図りながら圏域の一体性を高めつつ、バランスのとれた発展を遂げることが求められています。

あわせて、これらの課題解決や広域連携施策の取組を一層推進し、今後の広域行政の推進と施策展開等を担う人材の育成・確保も求められています。

(3) 今後の方針と対応

次に掲げる懸案事項は、国や構成市町村を取りまく環境の変化と南部圏域における広域行政の考え方や役割に応じて、慎重な議論と検討を行うものとします。

なお、これら懸案事項の解決にあたっての基本的な考え方については、関係市町村との協議により決定するものとします。

【懸案事項】

① ふるさと市町村圏基金の取扱いについて

ふるさと市町村圏基金の運用にあたっては、本格的に基金運用をはじめた平成6年度の2.3%から令和3年度の0.015%（一部運用）まで大幅に金利が低下するなど、時代の流れとともに基金運用益の増収が見込めない状況にあるほか、低金利下のもとで基金運用益をもって事業を行う仕組みそのものが問われています。

そのため、基金設置の目的や役割を改めて検討し、その活用方法や関係市町村の出資金9億円の一部又は全部の処分あるいは出資割合に応じた償還を検討するなど、当該基金の取扱いについて引き続き議論を深めるものとします。

あわせて、現行の組合規約の規定では、第3条第2号の事務の財源に基金運用益を充てられないことから、同条第1号及び第2号の事務を整理し、当該事業を円滑かつ効果的に推進するためにも基金の処分の制限や経費の支弁方法とあわせて、組合規約の一部改正等について検討します。

【参考】組合規約第3条第1号及び第2号に規定する事務

（共同処理する事務）

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。

- ア 広域観光事業
- イ 広域文化事業
- ウ 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業
- エ 広域的人材育成及び人材活用事業
- オ 広域研修事業
- カ 地域イベント助成事業
- キ 地域間交流事業

- ク 地域産業育成事業
- ケ 地域づくり支援事業

(2) 広域的な振興事業の調査研究に関すること。

以下 略

② 新たな共同処理する事務の検討について

将来的な人口減少・高齢化の進展が予測されるなかで、限られた人員や財源を有効に活用するため、事務の共同処理は、引き続き重要な手段のひとつであると考えられ、また、効率的かつ効果的な事務処理の推進や行政経費の軽減を図る観点から、新たな共同処理する事務の可能性について検討します。

③ 南部広域行政組合との組織統合について

南部広域行政組合との組織統合にあたっては、それぞれの組織の設置目的や組織統合のメリット・デメリット、統合後の負担金のあり方について総合的に検証し、南部広域行政組合の一般廃棄物最終処分場建設事業、南部地域のごみ焼却施設の一元化などの進捗状況や本組合における既存事業の見直し、基金の取扱いなどの議論を踏まえながら検討を進めることが求められています。

そのため、組織統合の検討にあたっては、組織統合のメリット・デメリットや負担金のあり方などを検証しながら検討を進めるものとし、当分の間は、両組合の事務局間において連絡調整を図りながら最善な組織体制を模索するものとしします。

【参考】南部広域行政組合の共同処理する事務

- (1) 視聴覚教育システムの整備及び管理運営に関する事務（糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村）
- (2) 教育研究所の設置及び管理運営に関する事務
 - ① 島尻教育研究所（糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村）
 - ② 適用指導教室（南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村）
- (3) 一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務（糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町）
- (4) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務
 - ① ごみ処理施設：新炉（糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町）
 - ② 糸豊環境美化センター（糸満市、豊見城市）

- ③ 東部環境センター（南城市、八重瀬町、与那原町、西原町）
- ④ 島尻環境美化センター（南城市、八重瀬町）
- (5) し尿処理施設・汚泥再生処理センターの設置及び管理運営に関する事務
 - ① 岡波苑（糸満市、豊見城市）
 - ② 汚泥再生処理センター（与那原町、南風原町、西原町、中城村、北中城村）
 - ③ 清澄苑（南城市、八重瀬町）

④ 事務局体制の強化について

今後の広域行政の推進や新たな広域連携の展開などを見据え、組織運営や業務遂行に支障が生じないように効率的かつ柔軟な執行体制を確立するため、事務事業の内容や業務量等を精査するとともに、派遣職員とプロパー職員とのバランスや活性化を考慮し、事務局職員の適正配置と将来的な広域行政の推進や施策展開等を担う人材を育成・確保する観点から、新規職員採用を視野に入れた職員定員適正化計画を策定（仮称）し、計画的かつ効果的に事務局体制の強化を図ります。

【参考】平成 26 年度以降の組合への職員派遣に関する方針

[2013 年 10 月 4 日 正副理事長承認]

1. 組合事務局職員 次のとおり輪番制とする。

○事務局長	（那覇市・糸満市・豊見城市・南城市）	原則 2 年
○総務振興課長	（南風原町・八重瀬町・与那原町）	原則 3 年
○総務振興課社会福祉係長	（糸満市・浦添市・豊見城市・南城市）	〃
○総務振興課振興係主事	（八重瀬町・与那原町・南風原町）	〃

2. いなんせ斎苑職員 次のとおり那覇市・浦添市より派遣する。

○いなんせ斎苑所長	那覇市より派遣する。
○いなんせ斎苑副所長	浦添市より派遣する。

3. 南斎場職員 次の関係 6 市町の協議により派遣する。

○南斎場所長	糸満市・豊見城市・南城市・南風原町・八重瀬町・与那原町
○南斎場副所長	
その他職員	

資料編

○南部広域市町村圏事務組合同規約

〔平成 4 年 10 月 15 日〕
〔沖縄県指令総第 713 号許可〕

最終改正 平成 26 年 3 月 26 日

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、南部広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を構成する市町村)

第 2 条 組合は、次の市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村

(共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。

ア 広域観光事業

イ 広域文化事業

ウ 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業

エ 広域的人材育成及び人材活用事業

オ 広域研修事業

カ 地域イベント助成事業

キ 地域間交流事業

ク 地域産業育成事業

ケ 地域づくり支援事業

(2) 広域的な振興事業の調査研究に関すること。

(3) いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関すること（那覇市及び浦添市に係るものに限る。）。)

(4) 南斎場の建設及び管理運営に関すること（糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町及び与那原町に係るものに限る。）。)

(5) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 30 条第 1 項第 1 号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること（浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市に係るものに限る。）。)

(事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、那覇市内に置く。

第 2 章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、21人とし、次の区分により関係市町村の議会において、当該議員のうちから選挙する。

那覇市 3人

浦添市、糸満市、豊見城市及び南城市 2人

その他の町村 1人

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町村議会の議員の任期によるものとする。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会に議長及び副議長を1人置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期によるものとする。

(特別議決)

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第3章 理事会

(理事会)

第9条 組合に理事会を置く。

2 理事は、関係市町村の長をもって充てる。

3 理事の任期は、関係市町村の長の任期によるものとする。

4 理事会に理事長1人を置く。

5 前各号に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(会計管理者)

第10条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、理事長の属する市町村の会計管理者をもって充てる。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者については組合議員の任期によるものとし、識見を有する者の中から選任された者については4年とする。

(事務局)

第12条 組合に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事会が任免する。

4 事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。

第4章 基金の設置

(基金の設置)

第13条 組合は、ふるさと市町村圏の振興整備のための事業（公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。）の推進に資するため、ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金は、関係市町村の出資金9億円、県の補助金1億円及び別に条例で定める積立金により造成する。

3 基金の運用益から生ずる収益は、第3条第1号の事業を実施するための財源に充てる。

(出資金の割合及び額)

第14条 関係市町村の出資金の割合及び額は、別表第1のとおりとする。

(基金の処分の制限)

第15条 基金に属する財産のうち、関係市町村の出資金総額及び県の補助金に相当する額は、これを処分することはできない。

(関係市町村の権利)

第16条 組合を解散する際には、基金に属する財産（県の補助金除く。）は出資金の割合に応じ、関係市町村に帰属する。

第5章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第17条 組合の経費は、関係市町村の負担金、国県の補助金、組合の事業により生ずる収入及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する関係市町村の負担金の負担割合は別表第2のとおりとし、関係市町村の負担金の総額及び負担すべき額は、理事長が組合の議会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成11年5月7日沖縄県指令企第341号）

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成14年3月29日沖縄県指令企第279号）

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日沖縄県指令企第288号）

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月15日）

この規約は、組合を組織する市町村の協議の整った日から施行する。

附 則（平成17年12月27日沖縄県指令企第686号）

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日沖縄県指令企第201号）

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日沖縄県指令企第 184 号）

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 24 日沖縄県指令企第 146 号）

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 18 日沖縄県指令企第 91 号）

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日沖縄県指令企第 77 号）

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 14 条関係）

ふるさと市町村圏基金出資金

（単位：千円）

関係市町村名	出資総額	出資年度額	
		平成 4 年度	平成 5 年度
浦添市	107,874	53,937	53,937
那覇市	333,225	166,613	166,612
豊見城市	56,277	28,139	28,138
南風原町	43,488	21,744	21,744
与那原町	28,179	14,090	14,089
南城市	92,619	46,311	46,308
八重瀬町	48,735	24,367	24,368
糸満市	65,538	32,769	32,769
久米島町	37,836	18,917	18,919
粟国村	14,508	7,254	7,254
渡名喜村	14,067	7,033	7,034
座間味村	14,382	7,191	7,191
渡嘉敷村	14,256	7,128	7,128
南大東村	14,949	7,474	7,475
北大東村	14,067	7,033	7,034
計	900,000	450,000	450,000

備考

- 1 出資金の割合は、均等割 30%、人口割 70%とする。
- 2 久米島町の出資金は、仲里村及び具志川村の廃置分合以前にいける両村の出資額を合算した額とする。
- 3 南城市の出資額は、大里村、佐敷町、知念村及び玉城村の廃置分合以前における

4 町村の出資額を合算した額とする。

4 八重瀬町の出資額は、東風平町及び具志頭村の廃置分合以前における両町村の出資額を合算した額とする。

別表第2（第17条関係）

区 分	市 町 村	負 担 割 合		
1 一般管理費及び広域的な振興事業の調査研究に関する事務	浦 添 市、那 覇 市、 豊見城市、南風原町、 与那原町、南 城 市、 八重瀬町、糸 満 市、 久米島町、粟 国 村、 渡名喜村、座間味村、 渡嘉敷村、南大東村、 北大東村	議会費及び総務費	均等割	30%
			人口割	70%
2 いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関する事務	那 覇 市、浦 添 市	建設費	人口割	100%
			管理運営費	利用実績割
3 南斎場の建設及び管理運営に関する事務	糸 満 市、豊見城市、 南 城 市、南風原町、 八重瀬町、与那原町	建設費	人口割	100%
			管理運営費	利用実績割
4 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務	浦 添 市、豊見城市、 南 城 市、糸 満 市	民生費	均等割	5%
			法人数割	95%